

社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会高齢者サロン事業実施要綱

(目的)

第1条 この高齢者サロン（以下「サロン」という。）は、地域を拠点に、高齢者の地域住民の交流の場を設け、高齢者の閉じこもり防止、生きがいづくりや健康増進を図ることを目的として、室蘭市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う事業とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、本会と室蘭市地区民生委員児童委員協議会の共催とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、おおむね65歳以上の高齢者とする。

(事業内容)

第4条 このサロンは、第1条の目的を達成するため、次の事業等を行うものとする。

- (1) 健康チェック
- (2) 体操などを通して楽しく体を動かすことによる健康増進
- (3) レクリエーション
- (4) 情報提供・情報交換

(実施日)

第5条 実施日は、毎月1回以上とする。

(実施時間)

第6条 実施時間は、原則として、午前10時から正午までとする。
ただし、都合により、時間を変更することができる。

(実施場所)

第7条 実施場所は、町会会館、市の施設等とする。

(申込方法)

第8条 申込方法は、実施地域の民生委員児童委員または、福祉委員への申込とする。

(運営費)

第9条 この運営費の交付については、本会の会長が別に定める。

(参加費)

第10条 対象者の参加費は、無料とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会高齢者サロン事業実施要綱の制定について

室蘭市社会福祉協議会高齢者サロン事業実施要綱を別紙のとおり制定したい。

平成 21 年 3 月 26 日提出

(提案理由)

地域を拠点に、高齢者の地域住民の交流の場を設け、高齢者の閉じこもり防止、生きがいづくりや健康増進を図るため、高齢者サロン事業を実施したいので、本案を提出する。

社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会高齢者サロン事業実施要綱の制定について

室蘭市社会福祉協議会高齢者サロン事業実施要綱を別紙のとおり制定したい。

平成 21 年 3 月 27 日提出

(提案理由)

地域を拠点に、高齢者の地域住民の交流の場を設け、高齢者の閉じこもり防止、生きがいづくりや健康増進を図るため、高齢者サロン事業を実施したいので、本案を提出する。